明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働四二五）　一
○道路に関する件（関東地方整備局四二三、四二四）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一六一）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局一八七）
○道路に関する件（同一八八）
○都市計画に関する件（九州地方整備局一五〇）　一〇
○道路に関する件（同一五一、一五二）

〔公　告〕

諸事項

裁判所

公示催告、破産、免責、再生関係　一〇

特殊法人等

平成二十一事業年度財務諸表（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所・独立行政法人日本学術振興会）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、住宅型式性能認定関係　一四三

地方公共団体

解散命令、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一四六

会社その他

会社決算公告　一四六

告示

○厚生労働省告示第四百二十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条の三第一項に規定する新規化学物質について同項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、その名称を次のとおり公表する。

平成二十二年十二月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

通し番号	名称	整理番号
19260	アクリルアミド・アクリル酸＝2－ヒドロキシエチル・アクリロニトリル・スチレン・ブタ－1，3－ジエン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル共重合物	9－2423
19261	アクリルアミド・アクリロニトリル・スチレン・ブタ－1，3－ジエン・メタクリル酸・メタクリル酸メチル・2－メチリデンプタン二酸共重合物	9－2424
19262	アクリル酸・アクリロニトリル・メタクリル酸＝2－エチルヘキシル・アクリル酸ブチル共重合物	9－2425
19263	アクリル酸・アクリル酸エチル・メタクリル酸メチル・2－（メタクリロイルオキシ）エチル（トリメチル）アンモニウム＝メチルスルファート共重合物	9－2426
19264	アクリル酸＝2－（3－｛4－［1－（4－｛3－［2－［2－（アクリロイルオキシ）エトキシ］－1－（｛4－［1－（4－｛3－［2－［2－（アクリロイルオキシ）エトキシ］－2－［3，3，3－トリス（4－クロロフェニル）プロパノイルオキシ］－2，6－ジブロモフェノキシ｝－1－メチルエチル）プロパノイルオキシ］－2，6－ジブロモフェノキシ｝－1－メチルエチル）－2－［3，3，3－トリス（4－クロロフェニル）プロポキシ］－3，5－ジブロモフェニル）－1－メチルエチル］－2，6－ジブロモフェノキシ｝－2－［3，3，3－トリス（4－クロロフェニル）プロポキシ］－3，5－ジブロモフェニル）－1－メチルエチル］－2，6－ジブロモフェノキシ｝－2－［3，3，3－トリス（4－クロロフェニル）プロポキシ］プロポキシ｝－3，5－ジブロモフェニル）－1－メチルエチル］－2，6－ジブロモフェノキシ｝－2－［3，3，3－トリス（4－クロロフェニル）プロポキシ］